④　私募債の買付け勧誘に関して、虚偽の表示をする行為〔金商法第38条第６号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号〕

イ　当社執行役員は、同一事業スキームの中で発行された複数の私募債の中に、償還原資が異なる私募債があることを認識していたにもかかわらず、同じ償還原資であると事実と異なる説明を行い、一部の顧客が当該私募債を買い付けた。

ロ　当社営業推進本部長は、上記イ記載の私募債の満期時において、当社で決定した事実がないにもかかわらず、当該私募債と同様の条件で新たな私募債が発行されるとした文書を作成し、各営業部店長あてに電子メールで送信した。その結果、当社は、複数の営業部店において、あたかも同条件で新たな私募債が発行されるとの事実と異なる説明を行い、一部の顧客が当該私募債を買い付けた。

⑤　特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第８号〕

⑥　店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値決めを行っている状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第20号〕

⑦　最良執行方針等の不十分な管理態勢〔金商法第40条の２第２項及び第３項、第50条第１項〕

イ　当社においては、複数の金融商品取引所市場に上場されている銘柄について、最良執行市場と異なる市場に取り次いだ。

ロ　当社取締役は、営業員が発生させた最良執行義務違反の報告を受けていながら、その一部について当局に事故等の届出を提出しなかった。

ハ　当社は最良執行方針を改正したにもかかわらず、改訂した最良執行方針を店頭に掲示しなかった。

⑧　外貨建て債券の不適切な乗換え勧誘

当社営業員は、償還までの期間が概ね同様なオーストラリアドル建て債券（以下この⑵⑧において「豪ドル債」という。）からニュージーランドドル建て債券（以下この⑵⑧において「ＮＺドル債」という。）への乗換え売買に係る勧誘に当たり、顧客に対し、豪ドルの金利水準よりもＮＺドルの金利水準が高い状況にあり、ＮＺドル債の利率が豪ドル債の利率より高いことなどを伝えたものの、ＮＺドル債の最終利回りが豪ドル債の最終利回りを下回っている状況（豪ドル債の売却コストやＮＺドル債の発行コストが大きいことに起因するもの）を説明することなく、乗換え勧誘を行っている状況が認められた。

⑨　時価情報の不十分な検証態勢

イ　当社においては、顧客に債券の時価情報を提供する前に、顧客管理部門の担当者が、すべての銘柄について前回提供時と今回提供時を比較し、その差が一定の変動範囲に収まっているかの判定を行い、一定範囲を超えて変動している場合には担当トレーダーに確認することとしている。しかしながら、当該確認は、顧客管理部門の担当者が自ら時価情報の算出に必要なパラメータ（金利、為替、ボラティリティ等）を取得し、担当トレーダーが算出した時価情報が正しいかどうかといった検証を行うものではなく、単に担当トレーダーに時価情報が正しいかについて電子メールで確認するにとどまるものであるなど、実効性のある検証とはなっていなかった。

ロ　当社は、時価情報として顧客へ提供した銘柄の一部について訂正を行っているが、その際、顧客管理部門の担当者は、訂正が行われた銘柄のうち普通社債について、担当トレーダーが時価情報を訂正した際に使用したクレジット・スプレッドの適切性を検証しているのみであり、その他の種類の債券については、訂正が適正に行われたかについての検証を行っていなかった。

⑩　毎月利払い型外国債券に係る不適正な償還前売却の勧誘等

当社は、毎月利払い型外国債券については、税金等を考慮すると、償還前に売却した方が償還まで保有するよりも、顧客にとって外貨での受取金額は少なくなるケースが生じることを把握していたものの、営業部店に対して毎月利払い型外国債券の当該性質を周知していなかった。このため、当社営業員は、「償還前売却の受取金額の方が償還時の受取金額より多く、償還前売却をする方が有利である。」旨顧客に伝え売却の勧誘を行うなど、不適正な勧誘等を行った。

⑶　財産・経理等に関するもの

①　長期的かつ複数の項目に亘る自己資本規制比率の算出誤り〔証取法第49条第１項、第50条第１項、金商法第46条の６第１項及び第３項〕

当社は、イ　債務超過に陥っている取引先への貸付金に関して、リスクウエイト100％として取引先リスク相当額を算出すべきところ、通常の貸付金と同様に25％で当該リスク相当額を計算し、ロ　自己保有する金商法第２条第２項第５号に規定するみなし有価証券について、本来であれば、当該有価証券の時価額を計算し、市場リスク相当額として計上すべきところ、金商業等府令第177条第１項第４号ハに規定する控除すべき固定資産等として計算し、ハ　子会社に対する貸付金について、本来であれば、関係会社に対する貸付金として控除すべき固定資産等とすべきところ、通常の貸付金として取引先リスク相当額を計算し、ニ　他の証券会社へ移籍した元社員に対する金銭貸借について、貸付期間が３年間であることから、本来であれば控除すべき固定資産等として算出すべきところ、短期貸付金（流動資産）として、通常の貸付金と同様に取引先リスク相当額を計算した。以上の算出誤りの結果、当社は、⒜誤った自己資本規制比率を記載した営業報告書を作成し、当局へ提出し、⒝誤った自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供し、⒞誤った自己資本規制比率を当局へ届け出、⒟誤った自己資本規制比率を記載した書面を作成し、公衆の縦覧に供した。

②　自己資本規制比率が120％を下回る状況等〔証取法第52条第２項及び第３項、金先法第82条第２項及び第３項〕

イ　当社は、システム障害等により、カバー先との外国為替証拠金取引において、顧客からの注文以上の発注が大量に発生したことから、自己ポジションを大量に保有することとなった。結果、当該自己ポジションに係る市場リスク相当額が発生しているにもかかわらず、当社は、その事実を把握していなかった。そのため、自己資本規制比率が一時的に120％を下回る状況にあったにもかかわらず、その実態を把握していなかった。

ロ　当社は、自己資本規制比率を記載した書面を作成しておらず、公衆の縦覧に供していなかった。

③　分別管理の不備〔金商法第43条の２第１項〕

当社は、自己の計算において取得した投資信託の受益権について、本来であれば株式会社証券保管振替機構の口座区分のうちの自己口において管理すべきところ、これを顧客口において管理していた。

④　外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足〔金商法第43条の２第２項〕

⑤　顧客から預託を受けた有価証券を自己の固有財産と分別して管理していない状況等〔金商法第43条の２第１項、第43条の４第１項〕

当社においては、日本証券金融㈱との間で株式の貸借を行うに当たり、品貸し申込みについての数量等を確認しないままシステム入力を行っていたことから、顧客の書面による同意を得ないまま、顧客から預託を受けた有価証券の一部を日本証券金融㈱への品貸しに流用している状況が認められた。その結果、当社は、顧客から預託を受けた有価証券について、顧客から書面による同意を得ないまま他人に貸し付けており、自己の固有財産と分別して管理していなかった。